



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2024年1月17日

No. VNM_039

ベトナムにおける再生可能エネルギービジネス参入にあたって の法的留意点の概説 —洋上風力発電事業の法規制の現状を踏まえて—

執筆者：弁護士 [入江 克典](#) / 弁護士 [及川 泰輔](#)

目次

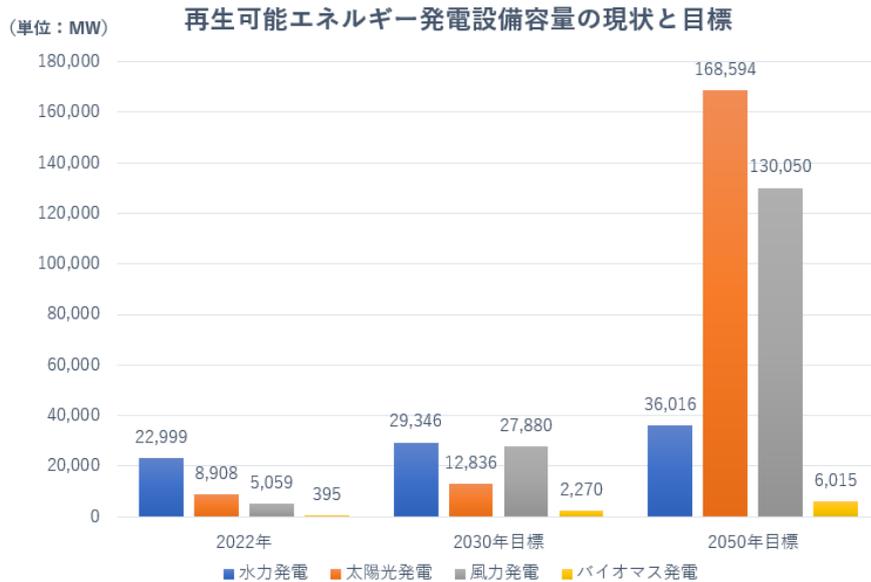
1. 再生可能エネルギービジネスの現況
2. 一般的な規制
3. 洋上風力発電事業における法規制
4. 電力市場に関する法規制
5. 最後に

1. 再生可能エネルギービジネスの現況

ベトナム政府は、2023年5月15日及び同年7月26日、2021年から2050年までの国家電力開発に関するロードマップを示した第8次国家電力開発基本計画（PDP8）及び国家エネルギーマスタープラン（NEMP）をそれぞれ承認しました¹。PDP8及びNEMPでは、化石燃料から再生可能エネルギーへの転換や電源の脱炭素化を図ること等を通じて、2050年までのネットゼロ・エミッションの達成を目指すものとされています。また、PDP8では、図表1のとおり、2030年及び2050年における再生可能エネルギーの発電設備容量の目標が示されています。

¹ PDPとNEMPの関係につき、前者は電力に関する「開発計画」であるのに対し、後者は電力、石炭、石油・ガスセクター等でそれぞれ策定された「開発計画」の上位に位置し、エネルギーの最適配分と総合的・効率的利用を図る総合エネルギー計画とされています（JICA「ベトナム国 国家エネルギーマスタープラン調査 ファイナルレポート」（2008年9月）3頁を参照）。

(図表 1)



【出典】JETRO 及び一般社団法人海外電力調査会等の資料に基づき、筆者作成²

以上のとおり、ベトナムでは、再生可能エネルギーの発電設備の拡充が急務とされており、そのためには、国内外を問わず巨額の投資を誘致することが必要不可欠です。

実際に、再生可能エネルギービジネスに参入した日系企業も少なくありませんが³、一方で、外資企業が再生可能エネルギービジネスに参入する際には、様々な法規制への対応が求められるほか、近年注目を浴びている洋上風力発電事業に至っては、適用される法規制の不明確さが懸念されている状況です。このような複雑かつ不明確な法規制は、外資企業による再生可能エネルギービジネス参入への大きな障壁となっています。

そこで、本稿では、洋上風力発電事業に関する法規制の現状を踏まえつつ、日系企業が再生可能エネルギービジネスへ参入する際に対応が必要となる法規制について概説します。

2. 一般的な規制

(1) 外資規制

ベトナムにおいて、発電事業に対する特別な外資規制は存在しません。WTOコミットメントに⁴、発電事業に関する記載は認められず、電力法 (No.24/2012/QH13) その他関連法令上も、特段、外資規制に関する言及はありません。また、発電事業は、2020年投資法 (No.61/2020/QH14) 上の条件付

² 太陽光発電は屋上太陽光発電を除き、風力発電は陸上・洋上の値を合算しています。なお、PDP8 上の 2050 年の太陽光発電の目標値は 168,594~189,294MW、風力発電の目標値は 130,050~168,550MW と幅があるため、グラフ上では下限の値をもとに作成しています。

³ 例えば、中国電力株式会社「ベトナム社会主義共和国 再生可能エネルギー発電事業への出資参画について」(2023 年 10 月 2 日) <https://www.energia.co.jp/press/2023/14968.html> (最終閲覧日: 2024 年 1 月 17 日)、イーレックス株式会社「ベトナム国クアンビン省とのバイオマス発電事業に係る覚書締結のお知らせ」(2023 年 9 月 27 日) <https://www.erec.co.jp/news/pressrelease/2518/> (最終閲覧日: 2024 年 1 月 17 日)

⁴ ベトナムの WTO 加盟文書 (WT/L/662) のサービス分野に関する別紙 (WT/ACC/VNM/48/Add.2)

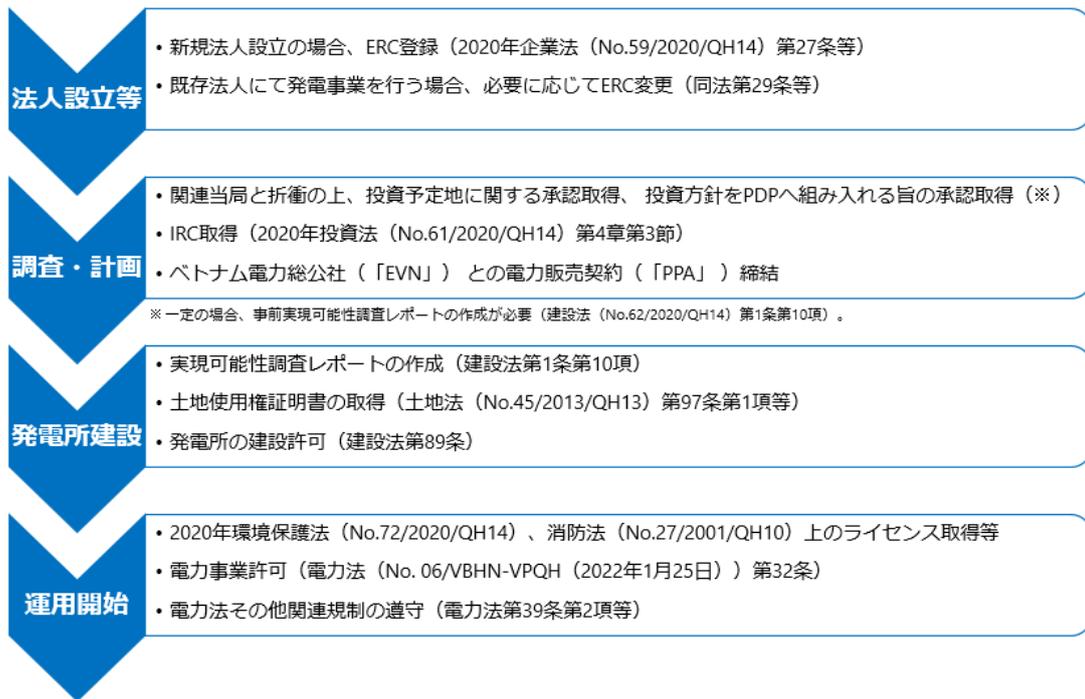
き経営投資分野に分類されていますが⁵、これを受けて搭載されている国家企業登記ポータルに外資規制に関する記載は認められません⁶。

したがって、外資企業は、ベトナムにおいて発電事業に関する100%外資企業を設立することが可能です。

(2) 運用開始までの法規制

図表2は、日系企業が再生可能エネルギービジネスに参入する際に適用を受ける法規制の一例を簡略化して記載したものとなります。

(図表2)



【出典】 Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit (GIZ) “Biomass Energy Project Development Guidelines for Viet Nam” (October 2021)などに基づき、筆者作成⁷。

ただし、具体的な法規制は、発電事業によって異なる場合があります。例えば、一定の条件を満たす屋上太陽光発電事業の場合には、電気事業の許可は不要とされています⁸。また、風力発電事業では、上記法規制に加えて、風力発電施設の建設起工にあたり、少なくとも連続する12か月間の風力計測データを測定し、実現可能性調査レポートに結果を記載することが必要とされています⁹。なお、洋上風力発電事業特有の法規制については後述します。

⁵ 2020年投資法別表4項目50

⁶ 2020年投資法第7条第7項。

国家企業登記ポータル <https://dangkykinhdoanh.gov.vn/vn/Pages/ChitietNN.aspx?lvID=4&nnID=77>（最終閲覧日：2024年1月17日）

⁷ ①日系企業がベトナム現地法人に対して出資を行うスキームであり、②発電事業を行う予定の土地がまだPDPに組み込まれていない場合を想定しています。

⁸ 通達 No.21/2020/TT-BCT 第3条第2項、通達 No.18/2020/TT-BCT 第5条第4項

⁹ 決定 No.05/VBHN-BCT（2019年8月1日）第8条、通達 No.07/VBHN-BCT（2020年3月6日）第5条、第6条

以上のように、実際に対応が必要となる法規制は、構想する発電事業の内容に応じて精査する必要があります。ご留意ください。

3. 洋上風力発電事業における法規制

(1) 洋上風力発電事業の概況

洋上風力発電は、陸上風力発電とは異なり、立地上の制約（景観・騒音の問題、発電施設の規模、障害物等）が少ないことから、全般的に安定した風況の中で、大規模な発電施設の導入が可能であるため、世界各地で立地が進められています。

ベトナムは、東南アジア諸国の中でも風況の条件が良い国の一つであり、特に南部沖の風況が良好です。PDP8によると、洋上風力発電の設備容量は、2030年までに6,000 MW、2050年には70,000～91,500 MWに達することを目標としており、今後の発展が期待されている発電事業の1つとなります。

(2) 特有の法規制

ア. 海域の割当て

洋上風力発電事業は、土地ではなく海底（又は海面）を利用するため、土地法の適用を受けない一方、政令に従い¹⁰、海域の割当てを受ける必要があります。

海域の割当て申請にあたっては、①様式に従った海域割当て申請書、②管轄の国家機関が発行した海洋資源の開発及び利用を許可する文書（投資登録証明書）のコピー、③環境影響報告書等、④割当てを求める海域の図が必要とされています¹¹。なお、一般に、海域の割当て権限は、海岸から6海里を超える場所に位置するプロジェクトや外資を伴うプロジェクトの海底リースは天然資源環境省によって承認され、海岸から6海里以内に位置するプロジェクトは省人民委員会によって承認されます¹²。

イ. PDP 組み入れの際の評価項目

PDP に組み入れる旨の承認を取得する際には、関連当局は、通常折衝に加えて、事業予定地が海上航路や既存の天然資源に与える影響や近隣諸国との関係、その他周辺の海洋環境に対する潜在的な影響等、洋上風力発電事業特有の複雑な問題を考慮する必要があります。評価に相応の期間を要するものと考えられます。

ウ. 実現可能性調査レポートの記載内容

洋上風力発電事業の実現可能性調査レポートの場合には、事業実施予定の海域、洋上風力タービンの立地に関する承認及び風力タービンの高さに関する承認を受ける必要があります¹³。

(3) 法規制上の課題

ア. 煩雑な手続き

¹⁰ 政令 No.11 /2021/ND-CP

¹¹ 前注政令第2条第6項、第15条第1項

¹² 前注政令第8条第2項、第3項

¹³ 政令 No. 07/VBHN-BCT (2020年3月6日) 第6条

上記のとおり、洋上風力発電事業の開始には、通常の発電事業と比較してより煩雑な手続きを経る必要があり、全体的な協議プロセスには、数百回のラウンドが含まれる場合があります¹⁴。

そのため、ベトナムにおける典型的な洋上風力発電事業では、すべての許認可取得手続きを終えて建設を完了するまでに6~8年かかるとされており¹⁵、仮に事業者がPDP8の目標に合わせて2030年の運用開始を目指す場合には、可及的速やかに準備を開始する必要があります。

イ. 評価基準の不明確性

2023年11月現在、海域割当てを申請するためにどのような調査が必要かを指定する特別な法規制は認められません。そのため、現状では、事業者は、具体的な評価基準が明らかではない状況下で研究結果を提出し、ケースバイケースで承認を得る必要があります。

ウ. 海域に関する権利の不完全性

現行の法規制では、事業者は、割り当てられた海域を譲渡したり、担保権を設定したりすることはできません¹⁶。また、政府は、洋上風力発電事業と競合しない限り、他のプロジェクトを開発するために同じ海域を他の投資家に割り当てることができることとされているため¹⁷、割り当てられた海域の独占的な使用が保証されているわけではありません。さらに、海域の割当て決定は、政府により取り消されるおそれもあります¹⁸。

このような海域に関する権利の不完全性は、洋上風力発電事業に対する投資を消極的にする要素になりうると考えられます。

4. 電力市場に関する法規制

(1) ベトナムの電力市場の概況

ベトナムの電力市場は、元々、国営のベトナム電力総公社（EVN）の独占市場でしたが、ベトナム政府は、2006年、発電市場、電力卸売市場、電力小売市場の順で競争力のある市場を形成・発展させるものと決定しました¹⁹。同決定に従い、2019年、電力卸売市場が正式に開放され、現在は、電力小売市場の整備が進んでいます²⁰。

この電力小売市場開放の一環として、ベトナム商工省（MOIT）は、2023年7月25日、同年9月13日及び同年10月5日、発電事業者が需要家に対して直接電力購入契約を締結することができる制度（DPPA）に関する議論状況について、それぞれ報告書を提出しました²¹。これらの報告書では、以下のとおり、DPPAの2段階のスキームが示されました²²。

¹⁴ Thang Nam Do, Paul J Burke, Llewelyn Hughes, Ta Dinh Thi (July 2022) “Policy options for offshore wind power in Vietnam”, (Marine Policy, Volume 141) <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0308597X22001270#bib17> (最終閲覧日：2024年1月17日)

¹⁵ Global Wind Energy Council (28 August 2023) “GLOBAL OFFSHORE WIND REPORT 2023” p.73 <https://gwec.net/wp-content/uploads/2023/08/GWEC-Global-Offshore-Wind-Report-2023.pdf> (最終閲覧日：2024年1月17日)

¹⁶ 政令 No.11/2021/ND-CP 第7条第2項 dd

¹⁷ 前注政令第4条第5項

¹⁸ 前注政令第28条、第29条

¹⁹ 決定 No.26/2006/QĐ-TTg 第1条第2項、決定 No.63/2013/QĐ-TTg 第4条

²⁰ EVNのHPを参照。<https://en.evn.com.vn/d6/news/Wholesale-electricity-market-in-2019-The-race-begins-66-163-1303.aspx> (最終閲覧日：2024年1月17日)

²¹ それぞれ No.105/BC-BCT、No.158/BC-BCT、No.180/BC-BCT

²² EVNPECC3 (EVNの関連会社)のHPを参照。<https://www.pecc3.com.vn/en/update-on-the-development-of-direct-power-purchase-agreement-dppa-mechanism-in-viet-nam/> (最終閲覧日：2024年1月17日)

(2) DPPA の概要

ア. 第 1 段階：EVN を介さないスキーム（スキーム①）

スキーム①では、民間セクターが投資する私設送電線を通じて直接発電事業者と需要家の間で電力の売買が行われます。電力価格は、一定の価格体系²³に基づいて販売されることが予定されています。この際に、電力の売買は、容量、出力、電圧、電力使用目的などの点で制限されません。なお、現在、屋上太陽光発電プロジェクトにおいて、スキーム①の運用がなされています²⁴。

イ. 第 2 段階：EVN を介するスキーム（スキーム②）

スキーム②では、国の送電網を通じて、EVN を介して間接的に電力の売買が行われます。発電事業者と需要家は、事前に電力価格と電力量について差金決済（CfD）に関する契約を交わした上で、発電事業者が EVN に市場価格（相場により変動）で電力を販売し、その後、需要家が市場価格に一定の手数料を加えた価格で電力を購入することになります。この際、市場価格が契約で取り決めた固定価格を下回る場合、需要家は差額を発電事業者に支払い、固定価格を上回る場合には、発電事業者は差額を支払います。なお、国の送電網を通じた DPPA を利用するには、風力発電所または太陽光発電所が 10MW 以上の設備容量を有している必要があり、需要家は 22kV 以上の送電網に接続されている必要があるとされています。

ウ. DPPA の運用スケジュール

上記 2 つのスキームのうち、スキーム①は、すでに屋上太陽光発電プロジェクトで運用実績があることから、制度として運用することが可能な状況にあるのに対し、スキーム②を運用するには、(i) 配電コスト、(ii) 電力システム及び市場運営コスト、(iii) 電力システム補助サービス及びその他の費用、(iv) モデル電力購入契約といった、市場価格に上乗せする手数料の計算に関する法的調整とガイドラインが必要とされています。

そのため、MOIT は、まずはスキーム①の運用を開始し、2023 年価格法（2024 年 7 月 1 日施行予定）とその関連ガイドラインにより法的調整が図られた後に、スキーム②を運用するものと説明しています。

エ. DPPA 導入の意義

DPPA 導入による意義として、EVN の発電・送電に関する投資負担の軽減と同時に、電力業界への民間セクターの参入の促進が期待されており、また、発電事業者にとっては、その生産コストに応じて、需要家に対してより安い価格または高い価格で電力を販売することができるものと考えられます²⁵。

5. 最後に

このように、ベトナムでの再生可能エネルギービジネスは大きな可能性を秘めている一方で、上記のような法規制上の課題等も山積しているのが現状です。

²³ 決定 No.28/2014/QĐ-TTg 及び決定 No. 24/2017/QĐ-TTg

²⁴ 通達 No.18/2020/TT-BCT

²⁵ EVN の HP を参照。<https://en.evn.com.vn/d6/news/Mechanism-for-direct-power-purchase-proposed-66-163-3621.aspx>（最終閲覧日：2024 年 1 月 17 日）

かかる状況を打開するため、PDP8 では、再生可能エネルギー開発に関する政策及び法的枠組みを完成させ、電気を経済的、効果的かつ効率的に使用することを掲げています。

日系企業がベトナムにおける再生可能エネルギービジネスに参入するにあたっては、上記法規制に鑑みて計画を作成しつつ、同時に、今後の法整備の進展を注視していく必要があります。

以上

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

ベトナム社会主義共和国弁護士* [マイ・ティ・ゴック・アイン](#) (オブ・カウンセル、Ho Chi Minh City Bar Association)

Email: anh.mai@aplaw.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)

Email: rie.kishida@aplaw.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: wataru.kamihigashi@aplaw.jp

弁護士 [関根 光一](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: koichi.sekine@aplaw.jp

弁護士 [入江 克典](#) (オブ・カウンセル、東京弁護士会)

Email: katsunori.irie@aplaw.jp

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)

Email: keisuke.miyanishi@aplaw.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム

Email: aandsvietnam@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。